

| たつの市臨時記者会見資料 | |
|--------------|--------------|
| 発表年月日 | 令和5年8月16日（水） |
| 担当課 | 福祉部高年福祉課 |
| 電話 | 0791-64-3155 |

報道機関各位

介護保険料遡及賦課誤りについて

このたび、介護保険料の賦課について過年度所得の修正申告があった場合の事務処理に誤りがあり、一部の被保険者の保険料について、過大に徴収又は還付していたことが判明しました。

原因としましては、平成27年4月1日施行の介護保険法改正により、介護保険料の賦課決定は、「各年度における最初の納期の翌日から2年を経過した日以後は、賦課決定を行うことができない」とされましたが、この「2年」を、誤って「2年度」としてシステム設定したため、保険料を過大に徴収又は還付する事案が発生してしまったものです。

市民の皆様にご迷惑をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

記

1 算定誤りの期間

平成29年度から令和5年度までの処理分
(平成27年度から令和3年度までの保険料)

2 対象者及び対象金額

- (1) 賦課誤りにより、介護保険料を増額更正した人数及び過大に徴収した金額
65人 1,448,798円
- (2) 賦課誤りにより、介護保険料を減額更正した人数及び過大に還付した金額
29人 756,855円

3 今後の対応

- (1) 今回の賦課誤りにより過大徴収となった方については、8月16日付けでお詫びの文書を送付し、返還手続を行います。
- (2) 過大還付となっている方については、時効により賦課権が消滅し、徴収できる期間を過ぎていることから、保険料の返還は求めないこととします。

4 再発防止策

今後、こうした事案が生じないように、以下の対策を実施し、組織内のチェック体制を強化することで、適正な事務処理の実施に万全を期してまいります。

- (1) 介護保険法改正内容を担当課内で正確に把握し、法解釈の情報共有を図ります。
- (2) 法改正などの業務内容に変更が生じる際は、システム委託業者との情報共有及び業務手順の確認を確実にいたします。
- (3) 担当が異動した場合は、業務手順及びシステムのマニュアルを正確に引き継ぎます。

